

令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第９回）

日時：令和４年１１月２５日（金）午後３時３０分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- １ 環境影響評価書案に係る総括審議
（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業
- ２ 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
（仮称）今井土地区画整理事業【１回目】
- ３ その他

【審議資料】

資料１ 「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」

資料１－１ 「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案 第３回部会審議質疑応答

資料１－２ 「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

資料１－３ 「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）

資料２ 「（仮称）今井土地区画整理事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

<出席者>

会長 柳委員
第一部会長 齋藤委員
奥委員
高橋委員
水本委員
森川委員
横田委員

(7 名)

藤本政策調整担当部長
椿野アセスメント担当課長

「(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案
第3回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	排出ガス対策型建設機械（第2次基準）を使用する前提で予測されているが、そのような前提で工事が本当にできるのか。 また、予測に反映しなかった措置には、最新の建設機械を使用していくと記載されているが、その辺りを教えてほしい。	第2次基準に適合した建設機械で予測を行っている。現場でも第2次基準相当値の建設機械を採用することになると思う。現在施工業者は決定していないが、第3次基準またはオフロード法に適合した建設機械は当然使っていくことになると思う。	8/23 部会にて回答
	2	工事中の建設機械の稼働による二酸化窒素の影響が少し大きいと思っている。その中で、発電機の窒素酸化物の排出係数が大きいと思うが、こういった用途なのか。	電気を使って稼働させる建設機械があり、商用電源からの供給が難しいため、発電機の使用を見込んでいる。 施工計画はこれからになるので、なるべく台数が少なくなるよう詳細を検討できればと考えている。	10/17 部会にて回答 総括審議項目へ
騒音・振動	1	計画地北西側や北東側の敷地境界のすぐ近くには住居があり、現況の建物の解体時には、騒音・振動がかなり大きくなることが予想される。しかも、敷地境界は幅員が狭く、住居との距離が近いことから、住民への影響が大きくなる可能性があると思うが、解体時の予測はしないのか。 また、対策はどのように考えているのか。	建設作業騒音・振動については、全工事期間の中で、一番レベルが高い時期（着工後25ヶ月目）について予測しているが、時期によっては、住民が懸念されることがあると思う。 また、対策としては施工者が決まったら仮囲いや平準化などを申し伝えていくように考えている。	8/23 部会にて回答
		北西側や北東側の特に解体時の騒音・振動がどれくらいになるのかということ予測して、少しでも書いていただければ、住民の方は安心するのではないのか。	評価書作成に向けて、検討させていただく。	
		解体時の騒音・振動を抑制するために配慮をどのようにされるのか、もう少し具体的に説明してほしい。	詳細については今後検討になるが、仮囲いなどの対策を行っていくと考えている。	10/17 部会にて回答 総括審議項目へ

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	関連車両の走行に伴う道路交通騒音において、No.4の青山通りの夜間の騒音レベルが、環境基準を超過している。関連車両による増加は、ごく僅かだが、現況でも基準を超過していることから、何か対策は考えているか。	関連車両のため、周知が難しいところだが、空ぶかしや急発進を行わないように周知していくことを考えている。具体的には、駐車場内に掲示を貼ったりなどあるが、そちらについては、今後検討ということ考えている。	10/17 部会にて回答
水循環	1	P186表8.4-9の注釈に、植栽の浸透能 $0.05 \text{ m}^3/\text{m}^2$ と記載されているが、どのような基準で出されたのか。 また、P186表8.4-9 現況の流出抑制量が 33.5 m^3 と記載されているが、図8.4-5の現況計画内において、裸地は団地の植栽のあったエリアで草地に近い環境であり、植栽と同様の地下浸透機能がある基盤だと思う。これがカウントに入っていないため、33.5 m^3 では非常に小さく過小であり、つくられる緑地は非常に大きく高い値だと思うので、その差分が過大評価になっていないか。	港区のHPに掲載されている数字を使って算出したものである。 裸地ではあるが、わずかに草が生えていたりということもあるので、どちらの数字を取るかというところは、評価書に向けて検討させていただきたいと思う。	8/23 部会にて回答
日影	1	計画地は、日影制限の対象外となっているということによいか。 そういうことであれば、評価書には、日影制限の対象外の地域となっているということを記入していただきたい。	日影制限の対象外である。 港区や渋谷区の日影規制の状況について、評価書に追記させていただければと考えている。	8/23 部会にて回答
	2	計画地北西側の大規模緑地は、イメージ図を見ると高木などがあるが、計画建築物が高層であるため、樹木に日影がかかってしまう。なので、北西側の緑の計画においては、樹木の生長などに十分に配慮することが必要である。	樹木の生長についても考慮しながら緑化計画を検討していきたいと思う。	
	3	環境保全措置に「隣接市街地に対して十分な距離や離隔を確保するとともに、計画地の西側に大規模広場を整備する」と記載されているが、隣接市街地というのが、東西南北でどういうところかを具体的に記入していただきたい。	計画地南西側の渋谷区側に広場を整備することで、離隔を設けている。計画地北東側（港区側）に関しては、低層建物が配置されるため、高層棟が離隔をとった形で整備していくと環境保全措置でお伝えしている。	9/21 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	4	環境保全措置に「B-1 棟を南北方向に隅切りを行う」と記載しているが、外部の人から見ると、隅切りを行うことによって、日照障害などが緩和されるという誤解を生んでしまう懸念がある。隅切りを行うことで日照障害の改善効果があるという誤解がないように記述していただきたい。 また、隅切りではなく高さを低くしたほうが日照障害を防止する効果があるのではないかと。	B-1 棟の東の角と西の角をとることによって、北方向に延びる主に 11 時台の日影線を中心に見付け幅が横に狭くなっている、一部の時間帯では日影に対する配慮が効いてくると思う。ただ、8 時台や 16 時台の時間では、隅切りの効果が得られない時間帯もあるので、その辺りを伝わりやすいように表現を修正させていただく。	9/21 部会にて回答
	1	敷地内北西側には緑地の広場を計画していて、その環境に多くの方が訪れると思うが、評価書案 P240 では予測を 3 地点だけしか行っていないため、予測地点を増やす必要があるのではないかと。 また、3 地点だけで十分ということであれば、その理由の記述を追加していただければと思う。	大規模広場内の予測地点としては、210・212・213 番となっていて、こちらについては、将来、緑地内を人が歩く場所ということで選定しているので、地点数としては十分と考えている。 ただ、人が歩く地点を対象に選定しているということが記載されていないところがあると思うので、評価書には追記していきたいと思う。	8/23 部会にて回答
風環境	2	青山通り沿いは、植栽基盤の植樹の範囲が限られるように思うが、支柱はどのように考えられているのか。	青山通りの歩道のさらに計画地側には 4m の歩道状空地を整備し、その中に植栽する計画になっている。	8/23 部会にて回答
		地下支柱も含めて幅が必要になると思うが、4m の歩道上空地の植栽の幅、植樹のサイズは、どれくらいと考えているか。	詳細はこれからだが、半分が高木の植栽帯で、半分が通路帯と考えている。	
		歩道状空地をうまく設計すれば、地下と地上で樹木を固められるかもしれないが、強風が吹いたときに耐えられるかという心配があるので、しっかり対策をしていただきたい。庇と防風植栽を組み合わせれば一番良いが、樹木に頼りすぎないように気を付けてほしい。	木が倒れないように検討していきたいと思う。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
風環境	3	P239 建築後対策前の地点 3～5、8～10 などにおいては、領域 C になっていて、建築後対策後には領域 B に抑えているが、結果を見ると領域 B の限界値に近いと思う。 また、地点 22, 23 においては建設後対策前が領域 B、対策後も領域 B で評価が変わらないが、領域 B の限界値に近づいている。 そのため、環境保全措置を徹底していただきたい。	領域 B の限界に近い値のため、領域 C にならないよう、計画の中できちんと対策をしていきたいと思っている。	10/17 部会にて回答 総括審議項目へ
景観	1	圧迫感の調査地点 2 については、計画建築物からの圧迫感を受けないところで調査されたように思う。少し地点をずらすと圧迫感を感じる場所があると思うが、その点は考慮しなくてよいのか。	当該地点は交差点であり、交差点の中で特に一番人が滞留する場所から撮影をしていて、たまたま計画建築物が見えない地点になってしまった。	8/23 部会にて回答
		青山通りを北に上がっていくと圧迫感が高くなる地点がないか、確認していたら教えてほしい。	交差点を北や西に移動し、計画建築物が隙間から見える地点に動いてしまうと、調査計画書で選定した地点からずれてしまうため、この地点から撮影した。	
		説明がつけばよいと思う。この交差点は一番人が集まる所だと思うので、特に際立った圧迫感を感じる箇所ないということがより重要だと思う。この地点から計画建築物が見えないけれども、他の地点では見える場所が少ないということも合わせて言えるとよい。		
	2	環境保全措置に色彩に対しての配慮、周辺の建築物との調和を図るという記述があるが、見解書へ記載されている「建物の外壁の素材についても、周辺環境に照らして違和感のないような調和を図れるようなものにしていく」という記載を具体的に評価書の中に落とし込んでいただきたい。	外装の素材については、低層部を中心に配慮していくことで、具体的に記載するように検討していく。	8/23 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観	3	懸念されている方は、低層部のみならず、距離をおいてみれば、高層部が目立ち、視界に入ってくるボリュームがおそらく大きくなるだろうということを考えると、低層部だけの配慮でいいのかと考える。 よって、高層部も含めて全体として、いかに周辺と調和を図っていくかということを検討してほしい。	前回の低層部を中心という回答は、歩行者の目線からは低層部が目に入るだろうということで回答させていただいたが、高層部についても周辺との調和、色彩等は検討させていただきたいと思うので、そのような形に修正させていただく。	9/21部会にて回答
	4	圧迫感の調査地点として4地点が選定されているが、計画地南側の地点（P240の20番）等では、街路の部分と高層部の領域が切り替わるところで、圧迫感の影響が大きく出ると思われるため、当該地点の圧迫感がどのように変わるか調べていただきたい。	計画地の東西南北の4地点で圧迫感を予測しているが、指摘を踏まえて、評価書で追加することを検討させていただく。	9/21部会にて回答
史跡・文化財	1	計画地周辺は大名屋敷と武家屋敷の2つの要素の遺跡が含まれている可能性が高いと思われるので、港区との協議の中では、2つの要素があるということを踏まえた確認調査のあり方を模索していただきたい。 また、青山霊園のほうでは縄文時代の遺跡等の発見が予想されたり、東京師範学校があった場所なので、近代の遺跡の取扱についても、調査の対象として、考えていただきたい。	ご意見を踏まえて、港区教育委員会と現在調整させていただいているので、文化財が出てきた場合には対応させていただく。	8/23部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	1	温室効果ガス削減のために実施される予定の具体的な取り組みと、その評価などが分かっているところがあれば、教えていただきたい。	省エネ型設備の導入や設備システムの省エネルギー化を図り、エネルギー資源の合理化に努めていきたい。 大規模広場の緑地の増加によってヒートアイランド現象の抑制を目指す計画である。また、建物の使用にあたっては、再生可能エネルギーの使用なども行っていく。	9/21 部会にて回答
		現段階が具体的な設計段階ではなく、対策による効果が見えないところがあると思うが、効果や削減量等を今後作成される図書の中で、情報開示していただける予定はあるか。	現在、設計を進めている状況なので、評価書でどの程度具体的な答えを記載できるかわからないが、設計の進捗に応じてなるべく具体的に記載できるよう検討できればと思う。	
		世の中的に温室効果ガスの削減が求められる中、野心的な取組を積極的に行っていただいて、それをPRに使っていただくようなことがよいと思う。そして、事後調査の時にはどれくらい削減できたかということを表示していただきたいと思う。		
その他（都民意見について）	1	都民からの声で、近隣の住宅と思われるが、見られるというストレスについての懸念や建築の素材についての懸念が具体的に上がっている。見解書に、配慮するという文言はあるが、具体的な不安に対して、具体的な答えがないと不安が解消されないと思うので、少し気を使っただいて、さらなる配慮をいただきたい。	これからの詳細の検討の中で、さらに配慮していくということを検討していきたいと思う。	8/23 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (交通計画等について)	2	青山通りから区画道路 1 号に入って真っすぐ進むと住宅街になっているが、この辺りはどのように変わる予定なのか。もう少し、緑という点や有効活用など何か考えているのか。 また、関連車両が A-2 地区の地下に入り、計画地の地下に回っていく図になっているが、この走行ルートはどうなっているのか。	区画道路 1 号に対して、その先の渋谷区側は幅の狭い道路になっているので、車両は青山通りから入り、転回する形となる。また、奥の渋谷区側は緊急車両のみが入っていくような動線になっている。 区画道路 1 号の奥側の使用については、既にできている民活棟の大規模広場を拡充し、計画地内の大規模広場とつながるような形を予定している。 既に民活棟にある地下駐車場と計画地内の地下駐車場を地下車路でつなぐ予定としている。その工事は、事業者が実施する予定としている。	8/23 部会にて回答
(工事用車両)その他 について	3	P32 を見ると、工事用車両は、計画地南側の角になっているところから入車してくるルートとなり、この道はそれほど広い道ではなく、この辺りで工事用車両の滞留が生じたらいけないと思うが、対策は考えているのか。	中央道路（区画道路 1 号）については、奥に都営住宅の跡地があるので、そこから先に解体し、工事用車両の待機場所などを設ける事を想定している。具体の施工計画の詳細はこれから検討になるが、そういったところにも配慮していきたいと思う。	9/21 部会にて回答
(駐車場台数)その他 について	4	駐車場台数 370 台は、東京都駐車場条例に基づいて決めたのか、それとも規模に合わせて決めたのか教えてほしい。 駐車場台数が多すぎるということはないか。	東京都駐車場条例に基づき、今の計画の面積に対して算定している。需要を考えても 370 台以上は必要ないということで設定している。 主用途が商業施設やオフィスの用途となることから、370 台は適切な台数だと思っている。	9/21 部会にて回答
プライバシーへの配慮 (その他)	5	イメージの写真を見ると、外壁がガラスのように見えており、ガラスは外側から中は見えないが、中から外が見えるようになっている。周辺の地域には住宅等もあるので、プライバシーのことが気になる。この点について、何か対策があれば教えてほしい。	低層部については、評価書案に記載のとおり、緑化などでプライバシーに配慮していきたいと思う。高層部については、上から見た角度によって、どのようにプライバシーに配慮できるか、これから検討していった、皆さんのご心配のないように計画していきたいと思う。	10/17 部会にて回答

「(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	2 名

1 環境一般

- (1) 高さ 180 メートルでガラスカーテンウォールになった場合、日陰とか風害とか反射光等、諸所の環境悪化に責任をもって対応していただきたい。

2 大気汚染

- (1) 計画されている地下駐車場や機械室から排気ガスが排出して、大気に関する環境が大きく変化してしまう。環境基準値以下との見解を示しているが、住民の安心・安全を確保すべきである。
- (2) 駐車場の排気口の位置は、近隣住民に対する影響を考慮し、区境近傍の位置には設けないでほしい。
- (3) 見解書において「必要に応じて散水の実施等を講じる」としているが、必ず行ってほしい。

3 騒音・振動

- (1) 排気口からの騒音・振動を懸念している。環境基準値以下との見解を示しているが、住民の安心・安全を確保すべきである。

4 日影

- (1) 広場の樹木の成長は、渋谷区側に対して日影上暗い・寒いなどの悪影響を与えるので、渋谷区境に現況と同程度（幅員 4 m 程度）の空間・通路を確保してほしい。
- (2) 見解書において、「周辺に配慮した計画とする」としているが、より具体的な対策を示してほしい。

5 風環境

- (1) ミラーガラスは、風環境にも悪影響を及ぼす。
- (2) 調査地点 No. 210, 212, 213 が建築後・対策後において領域 B であるため、領域 A に改善してほしい。また、広場内の調査地点が少ないので増やしてほしい。
- (3) 調査地点 No. 5, 16 が現況で風環境評価が領域 A だが、建築後・対策後において領域 B となっているため、領域 A に改善してほしい。
- (4) 風環境対策として、B1 棟高層部の南北角にも A 棟と同様に、隅切りを設けてほしい。
- (5) 台風の際における風の強さや方向また近隣への影響などを、風洞実験を行い、その結果を公表してほしい。
- (6) 見解書において、「追加の具体的な対策を実施」と記載されているが、より具体的な内容を示してほしい。

6 廃棄物

- (1) アスベストを適切に処分するとの見解であるが、アスベストが使用されている建物の公表と、解体日時を事前に近隣住民に通知すべきである。

7 その他

- (1) 高さ 180 メートルという計画を止めてほしい。
- (2) 当該地区の第一種住居地域・建造物高度制限は維持されるべきであり、制限を外さないで、今までどおりにしてほしい。
- (3) 広場は本計画建築物と渋谷区近隣の低層住宅との環境上重要な緩衝帯である。B 地区の建物規模は A 地区より非常に大きく、渋谷区境との緩衝帯となる広場の水平距離は、A 地区より十分大きく確保すべきである。また、外壁位置の渋谷区境からの距離も、A 地区より十分大きく確保すべきである。
- (4) 空中歩廊・円形階段・渡り廊下等を中止してほしい。歩廊は、住居地域である渋谷区側に大接近していて、歩廊から不特定多数の人が周辺を眺めることで、近隣住民の生活を、全て覗き見ることが可能な近距離・高さにある。この歩廊は、近隣へのプライバシーの侵害であり、近隣への配慮が全くない。
- (5) 大庇下部の共用部からの眺望は、広場の樹木より高い位置からとなり、渋谷区近隣側に対するプライバシーに問題がある。具体的な対策を講じてほしい。

- (6) B1 棟高層部外壁のミラーガラス(ガラスカーテンウォール)は反射光・反射熱の近隣に対する影響を考慮して、中止してほしい。
- (7) 新しい信号と今ある信号との間はすごく距離が短いですし、入出庫車が、青山通りの渋谷方向からも赤坂方向からも両方入ることなので、渋滞発生してしまう。その渋滞により、事故の危険性や環境汚染の問題が起こるのではないかな。
- (8) 地震等の災害時において、帰宅困難な方のためのスペースがあるそうだが、それを周知すると、そこに人が押しかけたりして大混乱してしまう。

「(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について (案)

第1 審議経過

本審議会では、令和4年5月31日に「(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測では、その寄与率は高く、A-2地区と接する南西側敷地境界付近で環境基準上限値となるなど大気環境への負荷も高いことから、排出ガス対策型建設機械の使用等、予測の前提とした環境保全のための措置を確実に履行すること。また、その他の環境保全のための措置についても徹底を図り、工事施行中の環境への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、騒音・振動レベル合成量が最大となる工事着工後25ヶ月目で予測しているが、計画地北西側及び北東側の敷地境界付近は道路幅員が狭く、住居が近接しており、解体工事時等も含めた工事期間全体において騒音・振動の影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、環境への影響の低減に努めること。

【風環境】

風環境の予測結果では、敷地内及び敷地境界付近において、現況からの変化が一定程度生じる地点が多くみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 4 年 5 月 31 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 4 年 6 月 24 日	・現地視察
部 会	令和 4 年 8 月 23 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4 年 9 月 21 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4 年 10 月 17 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 4 年 11 月 1 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 4 年 11 月 25 日	・総括審議
審議会	令和 4 年 11 月 30 日	・答申（予定）

第一部会 審議資料

「（仮称）今井土地区画整理事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	4 件
事業段階関係市長からの意見	0 件
合 計	4 件

2 都民からの主な意見

（1）大気汚染

- ・計画地は、従来より土埃が多く舞う地域である。造成工事により植栽の撤去、土砂の移動により、表土がむき出しになるなど、今以上のものが舞うことが考えられる。工事中はもとより完了後、進出企業の進出時の工事についても対策が必要と考える。一般粉じんの大気中濃度は、指標に適応するとあるが疑問。

（2）騒音・振動

- ・岩蔵街道の計測地点 No. 6 は、計画地南北先端では、交差点、傾斜、路盤の条件が異なり、基準以下とはいえ、住民は、現在も体感では、かなりの振動を感じている。工事中はもとより、完成後、進出企業の進出による騒音・振動の変化に不安を感じている。
- ・通過車両への負担が増大する上り坂の排気音による騒音、スピードが出ている車両がマンホール上で飛び跳ねる振動などは、現状でも就寝中に起きてしまうこともある状況。

（3）水循環

- ・計画の調整池は、降雨強度（5 年確率）に基づき、降雨量の予測を 60 mm/h としているが、隣接の宅地では豪雨により数回にわたり床上浸水の被害が発生しており、

1996年8月22日には100 mm/h以上の降雨により、100数十世帯が浸水、北側を流れる矢端川も、通常の水位より多くの雨水が流れ込み、作物に大きな被害を与える事態が発生した。工事中はもとより完了後、進出企業の対策が必要。

- ・今井2丁目地内矢端川にも現状より多くの水が流れ込む事が考えられ、矢端川流域、更に霞川に合流後の河床の高い入間地域の霞川流域の水害が多くなることも想定できる。

(4) 生物・生態系

- ・霞丘陵から霞川～今井地区～圏央道青梅インター入り口近くの森～畜産試験場への連続した緑地を保全するためには、1号公園から1号緑地、2号公園から続き、その先E、F、G地区の方にも緑地帯を延長していただきたい。
- ・施設によって土地の有効利用のために後年に緑地を減らすことも考えられ、この緑被率は下がる恐れがあるのではないかと。また都市計画道路の植栽帯については、青梅市と協議して高木の並木とするなど、失われる緑の量を少しでも回復できるような形を明記すべきである。
- ・コナラ群落だけでなく、桜、ケヤキ等の現存する木なども生かせるようにしてほしい。また、野鳥に関してはスズメだけでなく、モズ、ホオジロ、セキレイ、カワラヒワ、ヒバリ等も生息している。地形・地質の現地調査地点No.4付近にはクワやミズキなどを主体とした樹林地が、No.5の計画地中央付近には胸高直径50cm程度のクスノキの単独の大木があり、近くにはカキなどを主体とした雑木林がある。このような樹林地や樹木は普通種であるが、緑地などとして重要。
- ・計画地において、ツミやハイタカ、チョウゲンボウなどの猛禽類が散見されている。近隣の狭山丘陵や霞丘陵などから飛来したと考えられ、これらの猛禽類は開けて餌をとる狩場が必要になる。計画地は広い場所になっており、これらの猛禽類の狩場となっている可能性がある。何回か再調査し、その可能性を確かめるべき。

(5) 景観

- ・当該地域は畑作地域で近辺に遮蔽物がなく、朝日が望めるうえに、夕日と伴い丹沢、奥多摩、秩父の雄大な山地を一望できる憩いの場でもある。大自然の豊かな景観を誇る青梅を認識できる場所を都民のために保全出来るよう希望する。
- ・今後もこの美しい風景を見ることができるよう、丘のある公園を作ったり、散歩道を現在の計画より増やし、市民の憩いの場を残してほしい。